

平成30年3月16日

開 議

第3回酒田市教育委員会定例会

酒田市教育委員会会議録

第3回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成30年3月16日(金) 午後2時00分 開会
午後3時20分 閉会

2 場 所 酒田市総合文化センター412号室

3 出席者

出席	欠席	教 育 長	村 上 幸 太 郎
出席	欠席	委 員	浅 井 良
出席	欠席	委 員	岩 間 奏 子
出席	欠席	委 員	渡 部 敦
出席	欠席	委 員	神 田 直 弥

4 説明者

出席	欠席	教 育 部 長	菅 原 司 芝
出席	欠席	企 画 管 理 課 長	長 村 正 弘
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	齋 藤 司
出席	欠席	指 導 主 幹	後 藤 司
出席	欠席	社 会 教 育 文 化 課 長	阿 部 武 志
出席	欠席	社 会 教 育 文 化 付 主 幹	熱 海 熱
出席	欠席	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	富 樫 喜 晴
出席	欠席	図 書 館 長	岸 谷 英 雄
出席	欠席	図 書 主 幹	阿 部 武

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 教育長の報告
- 日程第6 その他

◎ 開議

(村上教育長) ただいまから、平成30年第3回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は全員出席でありますので、直ちに会議を開きます。

◎ 会期

(村上教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(村上教育長) 次に日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に浅井委員と岩間委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は浅井委員と岩間委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の報告

(村上教育長) 次に日程第3 前回会議録の報告を議題といたします。お手元に、前回の定例会、臨時会の会議録の写しがありますので、ご了承くださるようお願いいたします。

◎ 議事

(村上教育長) 次に日程第4 議事に入ります。初めに、報第1号 専決事項の報告について を議題といたします。これについて提案願います。

(教育部長) 報第1号 専決事項の報告について、酒田市教育委員会教育長事務委任規則第5条第1項の規定により、平成29年度酒田市一般会計補正予算(第9号)について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものです。教育委員会資料の1ページをご覧ください。教育委員会に関連する補正予算の概要ですが、補正予算の規模が4億1865万6千円、補正後の予算規模が51億9236万5千円、歳出の補正としては企画管理課分と社会教育文化課分の4点です。まず、企画管理課分ですけれども、以下3点は国の平成29年度第1次補正の補助採択に伴い、工事費、請負費を増額するものです。1つ目は学校トイレ改修事業小学校分、十坂小学校改修工事の6549万4千円を増額するものです。次に、松山小学校改修事業は工事請負費の3億292万3千円増額するものです。続いて学校トイレ改修事業中学校分は、第三中学校トイレ改修経費を3567万3千円増額するものです。いずれも平成30年度当初予算に計上した事業を前倒して実施するものです。次に、社会教育文化課分ですが、1月下旬の寒波によって破損した出羽遊心館の空調設備からの水漏れにより天井、壁等の改修工事に要する生涯学習施設整備事業費1456万6千円増額するものです。歳入としては、国庫支出金(教育費国庫補助金)を1億611万3千円増額するほか、市債(教育債)を2億8890万増額するものです。これにより松山小学校改修事業の継続費補正として年割額を変更し、また学校トイレ改修事業の小学校中学校分、それから生涯学習施設整備事業の繰越明許費を補正、追加し、さらに地方債を補正、変更するものです。以上です。

(村上教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。ないようですのでお諮りいたします。報第1号 専決事項の報告について を提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第1号は提案のとおり承認されました。次に報第2号 専決事項の報告について を議題とします。これについて提案願います。

(教育部長) それでは報第2号 専決事項の報告について 酒田市教育委員会教育長事務委任規則第5条第1項の規定により、平成30年度酒田市一般会計補正予算(第1号)について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものです。教育委員会資料の2をご覧ください。教育委員会に関連する補正予算の概要ですが、補正予算の規模は4億409万2千円減額しまして、補正後の予算規模は52億3060万4千円、歳出の補正としては企画管理課分3点です。いずれ

も、先ほども申し上げた国の平成29年度第1次補正の補助採択に伴い、工事請負費を減額し平成29年度予算に前倒しするものです。学校トイレ改修事業小学校は6549万4千円減額するものです。松山小学校改修事業は工事請負費を3億292万3千円減額するものです。また学校トイレ改修事業中学校分は3567万5千円減額するものです。歳入としては国庫支出金を1億552万8千円減額するほか、市債を2億9480万円減額するものです。以上です。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問やご意見はございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。報第2号 専決事項の報告について を提案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって報第2号は提案のとおり承認されました。

◎議事

議第10号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について

議第11号 酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について

議第12号 酒田市公民館設置管理条例施行規則の一部改正について

議第13号 酒田市図書館設置条例施行規則の一部改正について

議第14号 酒田市立中学校部活動指導員設置規則の制定について

議第15号 酒田市文化芸術推進審議会規則の制定について

議第16号 酒田市いじめ防止基本方針の改定について

議第17号 酒田市立資料館長の委嘱について

議第18号 平成30年度酒田市教育委員会事務局等職員の人事異動について

(村上教育長) 次に議第10号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について から 議第13号 酒田市図書館設置条例施行規則の一部改正について を議題といたします。これについて一括して提案願います。

(企画管理課長) それでは、議第10号から議第13号までの規則の一部改正についてまとめてご説明をさせていただきます。今回提案する理由といたしましては、議第10号につきましては、平成30年4月からの酒田市の行政組織の改編に伴う係名称の変更及び、再任用職員の職名の新設に伴う職位、職務の見直しなどの改正となります。議題11号から議第13号につきましては、再任用職員の職名の新設に伴う所要の改正となります。それでは、議第10号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に

関する規則の一部改正についてご説明いたします。この議案のあとに、規則の一部改正の新旧対照表をつけています。職名にかかる第4条については、新設された再任用職員職名の「上席専門員」、「主任専門員」、「専門員」、「技能専門員」を加えています。係の設置に係る第5条については、第1項第3号の社会教育文化課の「芸術文化係」を「文化芸術係」に名称を変更しています。分掌事務にかかる第6条については、ページ下段をご覧ください。表内の「芸術文化係」を「文化芸術係」に名称を変更しています。係名称の右側の分掌事務についても、(1)から(3)の「芸術文化」から「文化芸術」に文言を変更しています。文化財係の分掌事務につきましては、「市史編さんに関すること。」を(10)として加えています。職位にかかる第7条については、第1項第6号に「指導主事及び上席専門員」を、第7号に「技能調整主任」を、次のページの第8号には「主任専門員及び技能主任」を加えています。職務にかかる第8条については、第5項に「指導主事及び上席専門員」を、第7項に「技能調整主任」を、第8項に「主任専門員及び技能主任」を加えています。第7条及び第8条については、再任用職員の職名の新設のほかに、教育委員会事務局運営の現状を踏まえた条文の整備を行ったものです。次に別表第1の「2 課長等専決事項」となります。企画管理課の職員の任免の専決事項の「日々雇用職員の任免」を「非常勤職員の任免」に変更しています。これは地方公務員法の改正を前倒しで行う市長部局に準じて、日々雇用職員を一般職の非常勤職員として任用等を行うための改正となります。

続きまして、議題11号から議第13号につきまして説明をいたします。いずれも再任用職員の職名の新設に伴う所要の改正となります。

それでは、議第11号 酒田市立小・中学校管理規則の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。「職」にかかる第14条については、第19号に新設された「技能専門員」を加えています。「職務」にかかる第15条について、第10号及び第11号に「技能専門員」を加えています。

続きまして議第12号 酒田市公民館設置管理条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。「職員」にかかる第4条については、第1項に公民館のすべての職員について挙げておりますが、酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則と共通する職名があることから、今回の再任用職員の職務の新設にあわせて、その規則から引用する形で整理しなしております。具体的には、第1項で、館長と副館長だけを規定し、第2項で当該規則から引用する規定を設けています。職務の第5条、係の設置の第6条については、第4条第2項で引用規則を「組織及び運営に関する規則」と略称を規定したことによる改正となります。

続きまして、議第13号 酒田市図書館設置条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。こちらも議第12号と同様に職員にかかる第3条の職員の規定を「組織及び運営に関する規則」を引用する形への改正で、第1項で、館長と副館長だけを規定し、第2項で当該規則から引用する規定を設けています。職務にかかる第6条については、引用規則を「組織及び運営に関する規則」と略称を規定したことによる改正になります。なお、議第10号から議第13号までの改正規則の施行期日につきましては、平成30年4月1日からと考えております。以上よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

(村上教育長) 一括して提案したわけですがけれども、第10号から順次質疑し、それから議決していきたいと思います。それでは議第10号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(浅井委員) 第7条第1項第6号中に「主査」の次に、「指導主事及び上席専門員」を加えとありますけれども、指導主事が入るといのはどのような場合が想定されるのでしょうか。

(企画管理課長) こちらの指導主事については、特段の規定がありませんでした。それを踏まえて他の例規を比較検討してみたところ、指導主事の位置づけがきちんとなされるべきだろうということで、例規等の整備を図ったものです。基本的には定めがないものですから上司の命に従うというかたちには職務上はなっていなかったのですけれども、そこをきちんと他の職務と一緒にするかたちで整理をしておいたところ です。

(村上教育長) 他にございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。議第10号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第10号は提案のとおり決しました。次に、議第11号 酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について、ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。議第11号 酒田市立小・中学校管理規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第11号は提案のとおり決しました。次に、議第12号 酒田市公民館設置管理条例施行規則の一部改正について ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。議第12号 酒田市公民館設置管理条例施行規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第12号は提案のとおり決しました。

次に、議第13号 酒田市図書館設置条例施行規則の一部改正について、ご質問、ご意見ございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。議第13号 酒田市図書館設置条例施行規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第13号は提案のとおり決しました。

次に、議第14号 酒田市立中学校部活動指導員設置規則の制定について を議題といたします。これについて提案願います。

(学校教育課長) 議第14号 酒田市立中学校部活動指導員設置規則の制定につきまして、酒田市立中学校に部活動指導員を設置することに関し、必要な事項を定めるため次のように規則を制定するものです。第1条、この規則は酒田市立中学校における部活動の指導体制の充実を図ることにより、生徒の心身の発達に資するため学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員を設置することに関し、必要な事項を定めるものとするものです。第2条、職務について、記載のとおり校長の監督を受け、技術的な指導に従事することとし、次に掲げる職務を行うものとする。ただし、当該記載の職務を教諭等が実施することを妨げるものではないということを定めています。2では、校長は指導員に部活動の顧問を命じることができる。3では、校長は指導員のみを部活動の顧問とする場合、当該部活動を担当する教員等を指定し、第1項第7号から第9号までに定める職務を命じるものとするとしています。第3条は、委

嘱についてで、校長の意見を聞いて教育委員会が委嘱するということになります。なお、これまで指導いただいている外部指導者コーチから部活動指導員を採用する場合については、予算の範囲内において部活動指導員として対応していただき、それ以外については今まで同様、コーチとして対応するかたちとなります。規則の第4条は、身分についてで、地方公務員法に基づき、非常勤の特別職となります。それから、この事業は、国が働き方改革の一環でこの部活動指導員の制度を立ち上げました。予算については、国が3分の1、県が3分の1、市町村設置者が3分の1というかたちで。酒田市の予算額については、報酬は1時間当たり1600円の2時間、週3日、35週を予定しています。平成30年度の見込みとしては、中学校8校中4校を想定しています。費用弁償については、国、県の補助がありませんので、市の単独予算です。交通費、それから旅費、1校あたり11万4千円ほどの予算となっています。ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。新しい制度がスタートするにあたっての規則になります。ご質問等いろいろあると思いますので、ご遠慮なくお願したいと思います。

(浅井委員) 規則そのものについてでなくて、この運動部活動指導員の設置ということについての質問ですけれども、今までコーチをされていた方が指導員になることも想定しているわけです。そして、その時間数はその指導員の時間数をあててコーチをするということでしょうけれども、指導員を配置することによって、教職員の勤務軽減はどの程度図られるのか、現状でわかる範囲で教えていただきたい。

(学校教育課長) 平成30年度については、部活動指導員の勤務日数が週3日の35週になります。当初の計画では、年間200日を超える予定でしたけれども、105日ほどの勤務です。そうしますと、学校で年間通して行っている部活動について、完全にこの指導員に1つの部活の顧問1人体制として任せる現状は厳しいと認識しています。よって、学校で1人部活動の顧問において、2人体制として想定する学校が多くなるのではないかと考えています。これまでとの違いは単独での責任のもとに、引率、大会引率ができるということが挙げられると思います。顧問がその場所に必ずいなければならないということが緩和されると思います。また、学校の工夫により、特に引率等においては1つの部の担当とせず、複数の部活動にまたがって引率等の業務を校長が命ずるケースも想定されるのではないかと思います。また、これまで特に学校にも大きい負担になっていました冬季間の、例えばスキーのようなスポーツの引率、こういった部分につきましても一定期間にまとめて勤務をさせることも可能になりますので、勤務の緩和という部分には結びつくのではないかと想定しています。以

上です。

(浅井委員) 初めてのことで、すぐに先生方の負担が解消するというわけではないと思いますけれども、年数をかけて指導員の数を増やしていかないと、またどの学校にも配置されるような方向でもっていかないと、先生方の負担軽減には繋がっていないのかと思いますけれども、第一歩としまして我々も見守っていきたいと思います。

(村上教育長) 他にございませんか。

ないようですのでお諮りいたします。議第14号 酒田市立中学校部活動指導員設置規則の制定について を提案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第14号は提案のとおり決しました。次に、議第15号 酒田市文化芸術推進審議会規則の制定について を議題といたします。これについて提案願います。

(社会教育文化課長) それでは、議第15号 酒田市文化芸術推進審議会規則の制定についてご説明いたします。この酒田市文化芸術推進審議会規則については、第1条(趣旨)にありますように、酒田市文化芸術基本条例第20条第6項の審議会に関し必要な事項は教育委員会が別に定めるという規定に基づき、酒田市文化芸術推進審議会に関し必要な事項を定めるものです。酒田市文化芸術推進審議会の設置については、条例で規定してしまして審議事項、委員数、任期、会長副会長の設置について規定しているところです。規則の第2条においては、会長及び副会長の職務について規定しています。会長は審議会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。第3条は、会議の招集及び議事についての規定です。審議会は会長が招集し、その議長となる。2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。4 会長の職務を行う者がいない場合における審議会の招集及び会長が決定するまでの審議会の議長は、教育長が行う。第4条は部会の設置についてです。審議会が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。2 部会は、会長が指名する委員で組織する。3 部会には部会長を置き、部会に所属する委員のうちから会長が指名する。4 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告しなければならない。第5条は関係者の出席等についての規定です。会長は、必要があると認めるときは、

関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞く事ができる。第6条は庶務についてです。審議会の庶務は、社会教育文化課において処理する。第7条は、委員についての規定です。この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める、となっております。附則といたしましては、この規則は、平成30年4月1日から施行するということです。以上よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。これもまた新しい立ち上げという事になりますので、いろいろわからない点あれば遠慮なくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私の方から、部会について今の時点でなにか想定できる話がありますか。

(社会教育文化課長) 全体で話すというよりは部会、例えば音楽部会とかそういうのを創りまして、音楽に関する事項について集中的に審議してもらおうということもあり得るのかというふうに思います。

(村上教育長) ないようですのでお諮りいたします。議第15号 酒田市文化芸術推進審議会規則の制定について を提案のとおり決めるにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第15号は提案のとおり決しました。次に議第16号 酒田市いじめ防止基本方針の改定について を議題といたします。これについて提案願います。

(学校教育課長) 議第16号 酒田市いじめ防止基本方針の改定について、本市におけるいじめ未然防止に向けた取組の充実や、いじめの認知に対する共通認識の構築、初期段階からの組織的な対応の徹底など、より効果的ないじめの「未然防止」「早期発見」「適切な対応」につなげるため、酒田市いじめ防止基本方針を改定するものです。酒田市いじめ防止基本方針をご覧ください。目次のⅡいじめの防止等のための対策の内容、2番、いじめ防止のための具体的な取組の(7)ですが、学校における取組の状況の点検(定期・随時)と記載していましたが、ここに「と評価」という項目、文言を加えております。同様に3番いじめの早期発見のための取組の(4)相談窓口の周知という項目を新たに設けています。内容について、少しご説明させていただきます。(2)学校及び学校の教職員の責務という項目ですが、④を新たに加えています。④いじめを行った児童・生徒に対しては、教育的配慮の下、いじめに至った背景や心情

などを理解するよう努め、再発防止と今後の成長に向けて家庭との連携を密にしなが
ら、適切に指導することを基本とするという内容です。次に、11ページ中段の(7)
学校における取組状況の点検(定期・随時)の次に「と評価」という文言を入れてお
ります。さらに1行目でございます。教育委員会は、管理下の各学校が、学校評価や
教員評価においてという部分の「教員評価」という内容を加えているところです。次
のページ、12ページでございます。評価に関しまして③を新たに加えたところでご
ざいます。③教員評価において、いじめ問題に対する目標設定や目標への対応状況の
評価を取り扱う場合は、次の点に留意する。日頃からの児童生徒理解に基づく未然防
止や早期発見のための取組を基本とし、いじめが発生した際には、問題を隠さず迅速
かつ適切な対応や組織的な取組につなげているかどうかを評価すること。各学級の実
態に基づく課題を踏まえて、その改善に取り組んでいるかどうかを評価すること。そ
れから、次の13ページです。この13ページの内容は、12ページに大きい3番が
ありますが、いじめの早期発見のための取組という内容に関連した項目で、(4)を
新たに加えています。相談窓口の周知。学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者、
地域住民が、いじめ等について相談したり情報を寄せたりすることのできる各種相談
窓口の周知に努めるという内容を加えています。なお、具体的な相談窓口については、
今後整理し周知してまいりたいと考えております。以上、さまざまな貴重なご意見を
いただき、修正した部分について説明いたしました。以上です。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょ
うか。前回、委員の皆様方から率直なご意見を頂戴したところです。浅井委員の方から
は、教員の評価に関わるころはどうかといった点、それから神田委員からは、
加害の児童生徒に対してもしっかりと取り組む視点を持ったほうがいいのではないか
といったことです。そういったことについて、盛り込む形にさせていただいたとい
うことになります。なお、パブリックコメント等についての結果について、もしあれば、
追加してお願いします。

(学校教育課長) パブリックコメントの結果については、ご意見等はありませんでした。

(村上教育長) このような経過から本日の提案になりました。新年度からスタートした
いところですが、改めまして委員の皆様方からご質問、ご意見をお願いしたい
と思います。

(神田委員) 4ページの(2)④につきまして、ここではいじめを行った児童生徒とい
うかたちでの表現になっていまして、いじめがあったということが確定的な事実にな
った後、この児童生徒に対する関わり方について配慮するようということなのだと

うと思いますが、いじめがあったかないかが分からない確定しない段階や、いじめを受けた側からしてみたらいじめられたというような感じをした場合には、いじめという事になるのでしょうか、加害者と疑われる側についてはどの段階からいじめを行った児童になるのかということが定まりにくい部分があるのではないかと思いますのですが、その際の不確定な状況における関わり方というところも人権への配慮という観点から考えてみると重要であると考えられるわけですが、概ね④に含まれているというような理解でよろしいでしょうか。

(学校教育課長) いじめの定義の問題から、いじめとして対応する場合について、精神的・肉体的に被害を被ったという訴えがあった段階で、いじめというかたちでの対応が始まるということから考えますと、まずこの中に実際の場面では曖昧な部分が、事実が明確に確認されていないケースもあるかと思いますが、その部分についても配慮をしながら指導、対応していくと考えているところです。

(村上教育長) 今、課長の説明にもあったのですけれども、ちょっと関連するところとして3ページの(2)いじめについての認識というところの「また、好意から行った」というところですが、この部分とも関係するのと思うのですが、課長からこの部分について解説をお願いします。

(学校教育課長) 例えば同じ面識のある友達として、1人の子どもが「あなた、そんなに強い言い方しない方がいいんじゃないの」というようなことを言うようなケースも学校生活の中ではあります。その子が周りとの関係が崩れることを配慮して、その子に忠告するようなケースであったとしても、たまたまその子の精神状態だったり生活上の課題があって、ひどく落ち込むような状況があったケースにつきましても、被害性に着目するという方向からいじめという捉えにつながるというような話が定義になっています。ただ、こういった好意からの行為についても、当然学校指導の中ではその子どもの好意から出てきた行為や、それを支えている思いといったものを大切にしながら指導していく必要があるということも示されていることとなります。このようなケースについては、あえていじめという言葉を使わずに指導することも必要であるということも示されているところです。

(村上教育長) 他にございませんでしょうか。

ないようですのでお諮り致します。議第16号 酒田市いじめ防止基本方針の改定について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第16号は提案のとおり決しました。暫時休憩いたします。

(村上教育長) 再開します。

次に、議第17号 酒田市立資料館長の任命について を議題といたします。これについてご提案願います。

(社会教育文化課長) 議第17号 酒田市立資料館長の任命について 酒田市立資料館長に次の者を任命する。平成30年3月16日提出です。酒田市立資料館長としまして、佐藤 文彦、再任です。任用期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。以上、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

(村上教育長) ただいまの提案に対しまして、ご質問、ご意見はございませんか。ないようですので、お諮り致します。議第17号 酒田市立資料館長の任命についてを提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(村上教育長) ご異議なしと認めます。よって議第17号は提案のとおり決しました。ここで発議いたします。議第18号については、酒田市職員の人事に関する案件、となります。そのため、議第18号については、酒田市教育委員会会議規則第14号に基づき非公開といたしたいと思えます。議第18号を非公開とすることに「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(村上教育長) 出席委員の全員の挙手がございました。出席委員の3分の2以上の賛成がありましたので、議第18号 を非公開とするとともに、説明者以外の事務局職員の退席を求めます。暫時休憩いたします。

— 非公開 —

◎ 教育長報告

(村上教育長) 再開いたします。日程第5 教育長の報告について ですが、私からの報告はありませんので、次に日程第6 その他に入ります。

◎その他の報告

(村上教育長) 初めに、平成29年度定期監査結果について 教育部長から報告していただきます。

(教育部長) それでは、お手元の資料をご覧くださいと思います。平成29年度定期監査結果についてご報告申し上げます。監査委員からの聴取については昨年12月4日から7日にかけて、教育委員会の各課の課長等に対して行われました。監査結果についてですが、是正または改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したという指摘事項というのが5件、それから指摘事項に至らない事項で、文書で注意注意を行った注意事項としては、1件であります。昨年度につきましては、指摘事項1件、注意事項4件でしたが、今回指摘事項が4件と多くなっています。これは全庁的にも指摘事項が増加し、注意事項が減少しているとのことで、監査の監査基準が全国的に統一的な基準が制定され、これに伴い、本市の基準の内容を改正したことにより、指摘事項の方が多くなったということです。初めに、指摘事項をご説明申し上げます。企画管理課について、。市校長会・教頭会の補助金である学校運営、研究団体補助金の事業報告が、総会・研修会の年間活動記録しかなく、具体的な研究成果が報告されておらず、またこの補助金は全国、東北県の各校長会等への上部団体への負担金に充当されているにすぎないとして、速やかな廃止、または見直しに着手するよう求めています。これに対しては具体的な成果報告書を求めるとともに、補助金のあり方について今後協議していきたいと考えております。次に、学校教育課の方で、明るく楽しい元気な学校づくり支援事業交付金について、交付要綱に定める事務手続きが過去3年間から適切な処理が行われておらず、要綱に則った事務処理を行うように求めています。これに対しては、今後複数の目でチェックを行い、適切な処理をしていくとしていますが、平成30年度ではこの事業自体が廃止ということで予算計上していません。それから、次に社会教育文化課で、指定管理者制度で運営している旧鑑屋の修繕についてですけれども、協定に反しての処理となっています。修繕の額10万円以下の修繕については、指定管理者側が行うこととなっていますけれども、その手続きがなされていなかったということです。これに対しては双方でよく確認して手続きを行うとしています。同じく、社会教育文化課の平成28年の決算資料の財産に関する調書で、記載すべき高橋剛作のブロンズ像7点が漏れていたということです。これに対しては、市美術館の学芸員と連携を図り適切な管理に努めるとしています。それから、スポーツ振興課については、平田B&G海洋センター水泳教室受講料の調定が監査時にはまだ行われていなかったということで適正な処理

を求めています。これに対しては、複数の職員で確認し適切に処理していきたいということです。次に注意事項ですが、スポーツ振興課です。行政財産目的外使用料の納入の通知すべき日から1か月遅れていたということで、適切な事務処理を求めています。これに対しては、チェック表を作成し債権管理に努め、適正な事務処理をすることです。最後に、意見として公益財団法人酒田市美術館、公益財団法人土門拳記念館がそれぞれ指定管理者として管理運営を行っているわけですが、両施設が28年度に双方とも赤字となり特に土門拳記念館の経営は平成25年度以降赤字が慢性化してきています。このような状況が今後も継続するようであれば、芸術文化の振興を図るうえでも、また観光振興の面でも放置できないという意見が述べられています。そのうえで、指定管理が有効に機能するのか検証する必要がある、2つの財団等に加えて市民会館等の他の主要施設も入れて文化振興財団の設立も検討課題として考えていく必要があるとしています。これに対しては、現行財団の機能を検証するとともに、今後の財団のあり方も検討していく必要があると考えています。今年度策定の文化芸術推進計画においても文化振興財団の設立も選択肢の一つとして考えているということです。以上です。

(村上教育長) ただいまの報告に対し、ご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。

(神田委員) 社会教育文化課の旧鑑屋の指定管理の施設修繕の件ですが、年度協定で費用が10万円を超えるもの、10万以上以下で酒田市と指定管理者とで分けているという事ではあるのですが、例えば10万円以下のものが1件ではなくて、かなり古い建物ですので、10件20件ということも考えられなくはないと思います。10万円以下を全て指定管理でやらなければならないというのは、限界があって上限額というのがあるのかなと、10万円以下のものは指定管理だけでも、年間で修繕費は管理代行料の何パーセント、いくらまでが上限額ですということを設定してあげないと指定管理者は非常に厳しい経営をしなければいけないのかと思ったのですがいかがでしょうか。

(社会教育文化課長) 現在の協定には上限額というのは設けていません。今回の指摘事項については、単純にこちらの不注意ということです。ただし、委員のご指摘のとおり、10万円以下のものが積み重なって指定管理者の運営を圧迫するようなことがあれば、協議しまして対応し検討していくことは十分考えられるかなと思います。

(浅井委員) 学校運営研究団体補助金の件ですけれども、来年度当該団体と協議していくということでしたけれども、この補助金というのはかなり前からずっと補助してい

ます。今になって初めて指摘されてきたのか、過去に指摘されたことがなかったのかお聞きしたいです。

(企画管理課長) この指摘につきましては、今回指摘としては初めてですけれども、監査の中では、今までもここ数年は話題になっていた項目です。

(浅井委員) なにか理由があったのでしょうか。

(企画管理課長) こちらについても、校長会と情報交換をしながらやってきている訳ですけれども、この補助金につきましては事務局の考えとしては校長先生方のこうした活動につきましては、重要性を鑑みながらその中で校長先生自体が資質向上していくとか、本市の学校教育の振興に取り組んでいるという考えのもとでこちらの予算化を財政当局に要求してきた経緯がございます。そうした中で、監査の指摘の中では、まず財政的な部分での予算要求の基準に合っていないという部分もあり、あとは話題になったあたりから近隣の校長会の補助金等についての調査をしてきているところです。そういったことも踏まえて今回は監査の結果といたしましては、かなり厳しい書き方になっていますので、今後どう踏み込んでいけるか、校長会・教頭会とどういったかたちで整理をしていったらいいか、他の自治体の負担の基準を踏まえながら協議をしていきたいと考えています。

(村上教育長) 他にございませんか。ないようですので次に進みます。報告事項の2 企画管理課長お願いします。

(企画管理課長) それでは、報告事項2 平成29年度大学等修学支援事業について報告いたします。資料につきましては、3月8日現在のものとなっておりますので予めご了承ください。この利子補給金につきましては、一定の所得以下の家庭の保護者に対して、大学修学のための借入金の利子相当額を助成することで、修学の機会を確保していこうとするものです。交付状況ですけれども、新規申請30件に対して決定が19件、継続申請42件に対しまして33件決定しています。金額ベースで申し上げますと181万3408円となり、この金額に関しましては昨年の9月までに交付を行っています。今後交付決定見込みの新規申請の6件、継続申請の9件については、カードローンまたは、変動性金利による借入金の利用者です。利子額が確定次第、審査のうえ交付決定を行います。以上、ご報告申し上げます。

(村上教育長) ただいまの報告にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

ないようですので、次に報告事項3について学校教育課長お願いいたします。

(学校教育課長) 報告事項の3 図書の贈呈について、酒田「小さな親切」の会から全国の小中学生が書いた“小さな親切”に関する作文等を読んでもらいたいと、市内小中学校及び市立図書館に図書を寄贈するものでございます。市内小中学校への図書の寄贈は、同会設立当時から続けていただいている活動です。日時については記載のとおりです。寄贈「しあわせフワリ」65冊ということで、「小さな親切」の会会長前田様よりの寄贈です。以上です。

(村上教育長) ただいまの報告に、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。
ないようですので、次に進みます。報告事項4につきまして図書館長お願いします。

(図書館長) それでは報告事項4 国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスについて 概要をご説明いたします。国立国会図書館が所蔵するデジタル資料のうち、入手が困難な絶版等の資料（商業的に電子配信されていない等、一般的に図書館等において購入が困難である資料、約150万点）について、国立国会図書館から承認された図書館限定で、送信及び複写のサービスを提供するもので、県内の公立図書館では3番目の実施となります。国立国会図書館には約264万点の資料がありますけれども、デジタル化されたものが60万点で、一般のインターネットで50万点も見ることができますけれども、150万点につきましては公立の図書館に対して登録した公立の図書館にのみ閲覧、複写が可能となっています。昨今のインターネットの普及等によりまして、通信教育で地元でも博士号、修士号を取れるというようなことがありまして、その場合にこういった国立国会図書館が持っている資料を参照することで使用したいということです。実際に参照できる資料については、昭和43年までに受け入れた図書が55万点、古典籍、江戸時代より前の貴重な資料で2万点、雑誌、平成12年まで発行されていたものが80万点、学術論文平成3年から12年までに受けた論文80万点、それらが今度4月1日から酒田市立図書館で見ることができるということで、こういったことを通じて酒田市立図書館のレファレンス機能の強化、それから地元で頑張りたいという人の支援をしていきたいと考えています。サービス開始につきましては、4月1日からとなります。利用対象者は図書館利用等に來ている方、酒田市立図書館では全国どの方でもご利用できるということになります。利用場所は、中央図書館インターネット閲覧用端末6台、市民等への周知につきましてはホームページ、それから広報等で行っていきたくて考えております。以上です。

(村上教育長) ただいまの報告についてご質問、ご意見ございませんか。

(浅井委員) 素晴らしい内容でよかったですと思いました。これとは関係ないのですが、県内のある地区だったと思いますが、学校図書館と市の図書館とをネットで繋げて検索ができるというようなシステムを作りたいというようなことが書いてあったと思うのですが、どんなようなことが例えば酒田市の場合は可能なのか、金額面とかあると思うので、どのくらい簡単にできるのかといったようなこと、そしてそれを繋ぐことによってかなりのメリットがあると思うのですが、そういったことについて酒田市立図書館ではお考えはありませんか。

(図書館長) 学校図書館のシステムと酒田市立中央図書館のシステムを連携して、同時に横断検索をしたいということに関しては検討してはいます。なお、それについて学校図書館に入っているシステムがスタンドアロンという単体でして、連携することが実質的にできないということが判明しています。いわゆるデータのはき出しをして、システム改修が必要だということが分かりました。それで、どうしても学校連携として進めていきたいと思ひまして、酒田市立図書館には子ども読書推進計画の中にあるお勧めの本を今は紙で渡して、あとは図書専門員等の方が研修を通じたりして情報を流しているといったような現状です。

(浅井委員) 新しい図書館もできるので、その辺も考えていただければありがたいと思います。

(村上教育長) 他にございませんか。

(神田委員) デジタル化資料送信サービスは大変素晴らしい取り組みであると思ひます。こちらの利用が中央図書館のインターネット閲覧用端末に限定されるということですが、具体的にどのような資料を参照することができるのかという資料一覧についてもこの6台でないと閲覧することができないということでしょうか。例えば、学会の学術論文等についてどのような雑誌が収録されているかということが分かれば、積極的に活用できるかどうかということも確認可能なのでこういったところも外部から見ることはできるのかどうかということについてお願いします。

(図書館長) 現在のところ、市立図書館のところで見ることもできるというかたちになってはいます。それが国立国会図書館の要請でして、しかもその作業をしているところがカウンターから見える場所というような限定もついています。なお、この後運用にあたってどういったかたちで広くご利用いただけるかについては少し勉強をさせていただきたいと考えています。

(村上教育長) 大学の図書館で見られたらまた広がるのかもしれませんが。

(図書館長) 大学図書館システムで公立の図書館とまたレベルが違う良いものが入っていて、研究論文等の検索等も充実しているのではないかと考えています。

(村上教育長) このシステムとの繋がり方につきましてはまた情報があればぜひ神田委員に積極的に情報提供をお願いします。

他にございませんか。ないようですので、報告事項は以上となります。それでは、委員の皆様方の方から何かお知らせ、報告ございませんでしょうか。

ないようですので、本日の日程は全て終了しましたので閉会いたします。